

# のりみが行く!!

## 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行!



### 空家を放置すると、、、

責任を問われることもあります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」には「所有者等の責務」として空家等の適正な管理に努めるよう定められています。空家は個人の財産であり、所有者や管理者が適正に管理する責任があります。瓦屋外壁などの一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我などをした場合、空家の所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。



### 流通・活用の促進に向けて

横浜市では、市内に空家を所有及び管理する皆さまが抱える様々な問題について、不動産団体、NPO法人、弁護士会、司法書士会、建築士事務所会などの専門家団体の相談窓口を利用することができます。

責任を問われる  
こともあります



全国的に「空家」が原因で様々な問題が発生しており「空家等対策の推進に関する特別措置法」がこの5月26日に完全施行されました。所有者や管理者が空家などの適正な管理に努める事や、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に対しては、行政が「助言」や「指導」「勧告」「命令」「代執行」等の行政措置を行うことができること等が定められています。私も「予防」「流通 活用の促進」「管理不全な空家の解消」「跡地の活用」の視点から総合的な対策に取り組んでいきます。

## 金沢区野島公園内に「津波避難施設」が完成しました

金沢区野島公園周辺は、津波の浸水が予想される地域で、周囲を海や運河で囲まれ、他の地区への迅速な避難が課題となっていました。その対策として、野島公園内に建設を進めていた「津波避難施設」が完成しました。車椅子の方でもスロープを利用して、迅速に安全な場所へ避難することが可能となり、平時は、地域の方々に公園の憩いの場として利用していただき、普段から慣れ親しんでいただくことで、防災意識を高めることが期待されます。なお、現在、柳町地区でも津波避難施設を整備する予定でしたが、当初想定より軟弱地盤の範囲が深く、更に、硬い層と軟弱層が混在していることが判明し、改良工事が複雑となることから、工事費を増額し計画しています。

場 所:金沢区野島町23  
施設面積:530㎡(階段、スロープを含む。)  
収容人数:100名  
避難広場高さ:海拔6m※  
※東京湾平均海面(T.P.)からの高さ  
構造:石積み擁壁  
工事費:約6,000万円



ようやく高舟台の崖の工事が始まりました!



昨年10月の台風18号の影響で中区と緑区の方お二人が亡くなられました。そこで、横浜市では昨年の12月の第4回定例会の中で「がけ地防災対策事業」として、2億4千万円の補正予算が付き、金沢区では小柴と高舟台のがけ地を工事する事ができました。特に、高舟台のがけ地は、長年の地域の課題で相談にのっておりましたので、工事が実現でき本当に安心しました。